

AV - 8Bハリアー攻撃機飛行訓練再開に関する意見書

去る6月4日米軍嘉手納飛行場で発生した米海兵隊所属のAV - 8Bハリアー攻撃機の墜落炎上事故に対し、北谷町議会は厳重に抗議し同型機の飛来と訓練の即時中止、ならびに事故原因の徹底的究明を関係機関に求めたところである。

しかし、6月14日に米国アリゾナ州ユマ基地で同機種の墜落事故が発生したにもかかわらず、嘉手納基地では原因の解明もなされないまま6月28日に飛行再開を強行した。ところが、翌6月29日に南カルフォルニアでまたまた墜落事故が発生したため、その翌日から無期限の飛行停止措置となったと報道されていた。

ところが、米軍は事故原因も公表しないまま「安全で信頼感がある航空機である」として9月7日に飛行訓練を再開した。これは県民への重大な挑戦であり断じて許せるものではない。

米海兵隊の統計資料によれば、AV - 8Bハリアー攻撃機の事故は米軍68機種の中で異常な割合で発生しているとのことである。

米軍自身も認めているこのような欠陥機が、住宅密集地や弾薬庫の上空を飛行訓練することは、住民の生命と財産を常に危険にさらし、一歩間違えば大惨事を引き起こしかねないものである。

よって、北谷町議会は町民の生命・財産その他すべての基本的人権を守る立場から米軍及び関係機関に対し、AV - 8Bハリアー攻撃機の飛行訓練再開に厳重に抗議し次のことを強く要請します。

記

1. 去る6月4日の嘉手納飛行場でのAV - 8Bハリアー攻撃機の事故原因を 直ちに公表すること。
2. 嘉手納飛行場でのAV - 8Bハリアー攻撃機の訓練を中止すること。
3. AV - 8Bハリアー攻撃機の嘉手納飛行場での「常駐化」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月16日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 外務省沖縄担当大使 防衛庁長官 防衛施設庁長官 沖縄県知事
那覇防衛施設局長